



国官技第333-2号

平成25年3月29日

社団法人 日本トンネル技術協会 会長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長



トンネル工事における可燃性ガス対策に関する留意事項について

(参 考 送 付)

平成24年5月24日に発生した、八箇峠トンネル爆発事故を受けて設置された「八箇峠トンネル事故に関する調査・検討委員会」より、平成25年3月26日に中間報告がなされました。

国土交通省におきましては、この中間報告を踏まえ、別添のとおり各地方整備局等に通知しましたので参考までに送付します。

貴団体におかれましても当該通知内容をご理解の上、貴団体会員の皆様に、周知いただきますようお願いいたします。

国官技第333号

平成25年3月29日

北海道開発局 事業振興部長 殿
各地方整備局 企画部長 殿

国土交通省 大臣官房技術調査課長

トンネル工事における可燃性ガス対策に関する留意事項について

平成24年5月24日に発生した八箇峠トンネル爆発事故を受けて、北陸地方整備局は「八箇峠トンネル事故に関する調査・検討委員会」を設置し、再発防止策等について検討してきたところであり、平成25年3月26日には同委員会から北陸地方整備局に対し、中間報告がなされたところである。

この中間報告(別添)の「8. 事故の再発防止に向けて」においては、事故の再発防止に向けた留意事項が示されているので、これに留意し安全施工に努められたい。